

5兆円目標に向けた更なる取組の強化について

令和4年12月5日

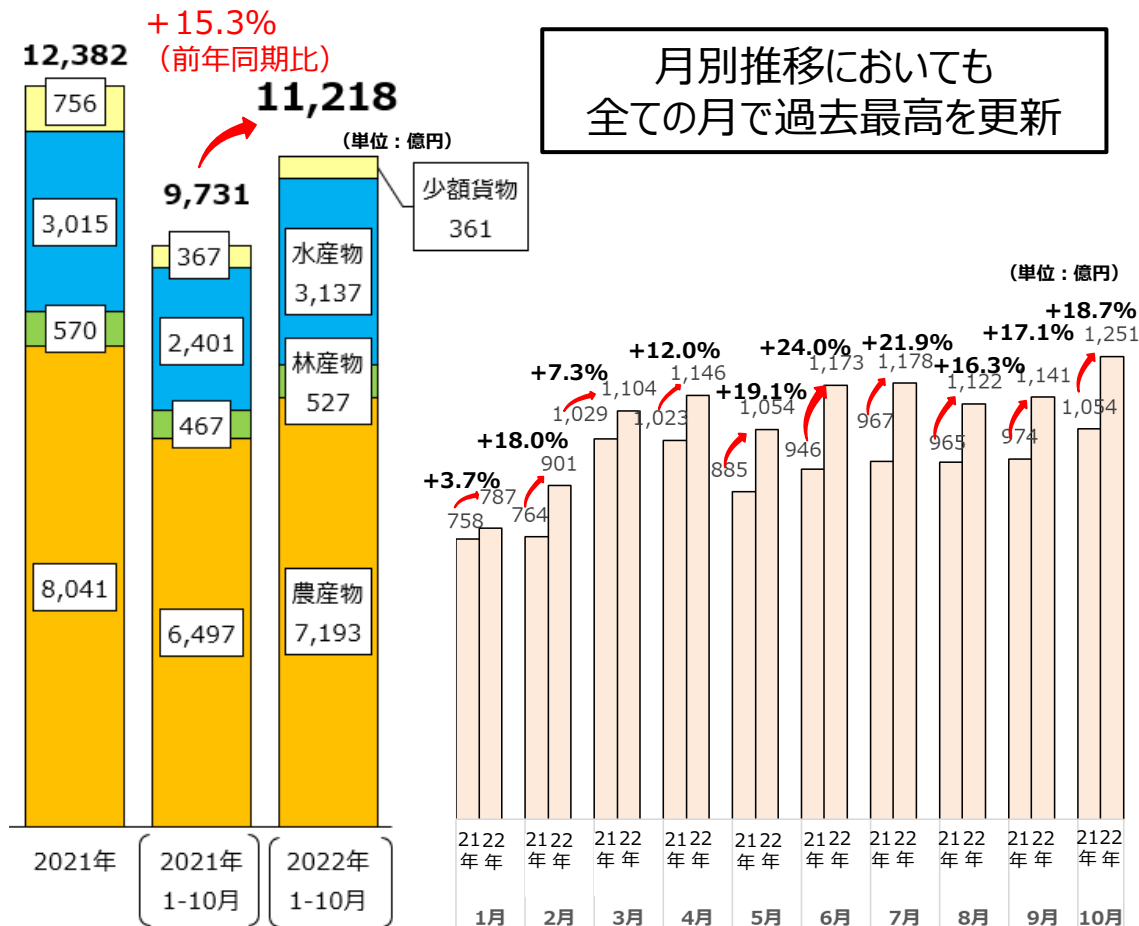
農林水産省

農林水産物・食品の輸出状況

- 2022年の農林水産物・食品の輸出額は、**昨年より1ヶ月早いペースで1兆円を突破**。

輸出額の推移

【2022年輸出額（1-10月）】



品目別、国・地域別の輸出状況

【昨年に続き農林水産物・食品の輸出は好調】 (2022年1-10月)

1. 輸出額の増加が大きい主な品目

ホタテ貝



前年同期比
+ 48.8%

牛乳・乳製品



前年同期比
+ 26.6%

日本酒



前年同期比
+ 24.1%

いちご



前年同期比
+ 28.7%

2. 主要な輸出先国・地域

1位	中華人民共和国	2,293億円
2位	アメリカ合衆国	1,655億円
3位	香港	1,640億円
4位	台湾	1,117億円
5位	ベトナム	573億円

品目団体（農林水産物・食品輸出促進団体）の認定（輸出拡大実行戦略の改訂①）

前回の会議で示された方向

- 改正輸出促進法に基づく品目団体の認定については、年内に、10品目以上の農林水産物・食品輸出促進団体の認定を行い、速やかに事業活動を開始すること。

対応状況

- 改正輸出促進法に基づき、**15品目7団体**を認定。
認定品目団体を中核とし、オールジャパンによる輸出促進を強力に展開。

認定日	認定団体名	対象とする輸出重点品目
令和4年10月31日	（一社）全日本菓子輸出促進協議会	菓子
	（一社）日本木材輸出振興協会	製材、合板
	（一社）日本真珠振興会	真珠
令和4年12月5日	日本酒造組合中央会	清酒（日本酒）、本格焼酎・泡盛
	（一社）全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会	コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品
	（一社）全国花き輸出拡大協議会	切り花
	（一社）日本青果物輸出促進協議会	りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品、いちご、かんしょ・かんしょ加工品・その他の野菜

「錦鯉」の輸出重点品目の追加

- 錦鯉について、日本文化の象徴としてアジア、欧州を中心に海外で人気が高く、輸出拡大余地が大きいとため、**輸出重点品目に追加**。これにより、認定品目団体の申請が可能となるため、団体からの申請に基づき、**審査の上、速やかに認定**。

錦鯉の主な品種



輸出向けに生産・流通を転換するフラッグシップ輸出産地の形成（輸出拡大実行戦略の改訂②）

前回の会議で示された方向

- 輸出産地の育成や輸出事業者への支援の具体化を進める。

対応の方向

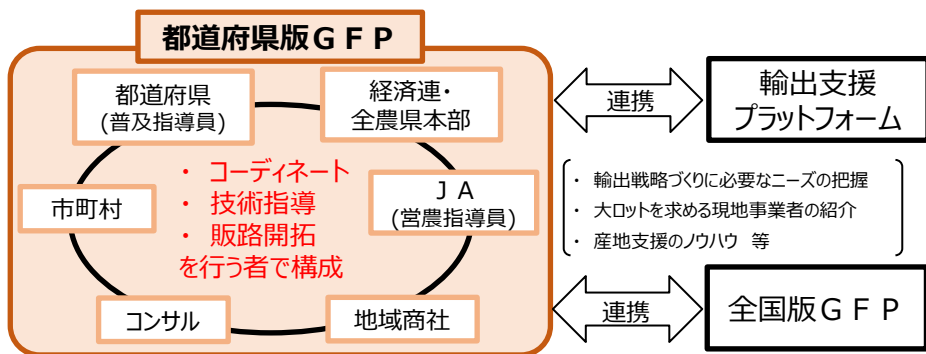
【G F Pフラッグシップ輸出産地形成プロジェクト（令和4年度補正）】

- 都道府県やJ A、地域商社等が連携し、生産から流通・販売まで、一気通貫で産地をサポートする体制を整備（都道府県版G F Pの組織化）。
- この体制の下で、有機農法への転換や耕作放棄地を活用した生産拡大等の生産面の転換や、混載等の集荷方法等の転換を推進し、大ロット輸出産地のモデル形成を支援。

【対応が必要な輸出先国の規制の例（りんご）】

輸出先国	植物検疫	残留農薬基準値（例） （ppm）		輸出実績 （R3）
		アセタミプリド	フェンハレレート	
香港	無	1	2	35億円
タイ	園地・選果場の登録	0.8	0.02	4億円
米国	園地・選果場の登録 ＋ ・臭化メチルくん蒸 ・日米合同輸出検査 等	1	不検出	2.5百万円
（参考）日本の残留農薬基準値		2	2	

都道府県版G F Pの組織化による地域密着型の輸出推進体制の構築



大ロット輸出に向けた生産方法の転換

- ・ 大規模な有機農業への転換、使用農薬の見直し
- ・ 耕作放棄地を活用した輸出向け生産の拡大
- ・ ロス率低下やコスト低減のための新品種・新技術の導入

集荷、船積み方法の転換

- ・ 鮮度保持のためのコールドチェーンを確保した、産地直送型集荷方法の確立
- ・ 輸送コスト軽減や大ロット輸出のための混載を前提とした集荷から船積みまでの流通体系の構築 等



地域密着型の輸出推進体制を構築し、大ロット輸出産地形成の横展開をするとともに、持続可能な農業構造への転換や、ひいては国内生産基盤の強化を図る。

育成者権管理機関の設立、農林水産物・食品のG I 制度の活用（輸出拡大実行戦略の改訂③）

前回の会議で示された方向

- 海外での品種登録支援など知的財産の保護・活用の強化の具体化を進める。

対応の方向

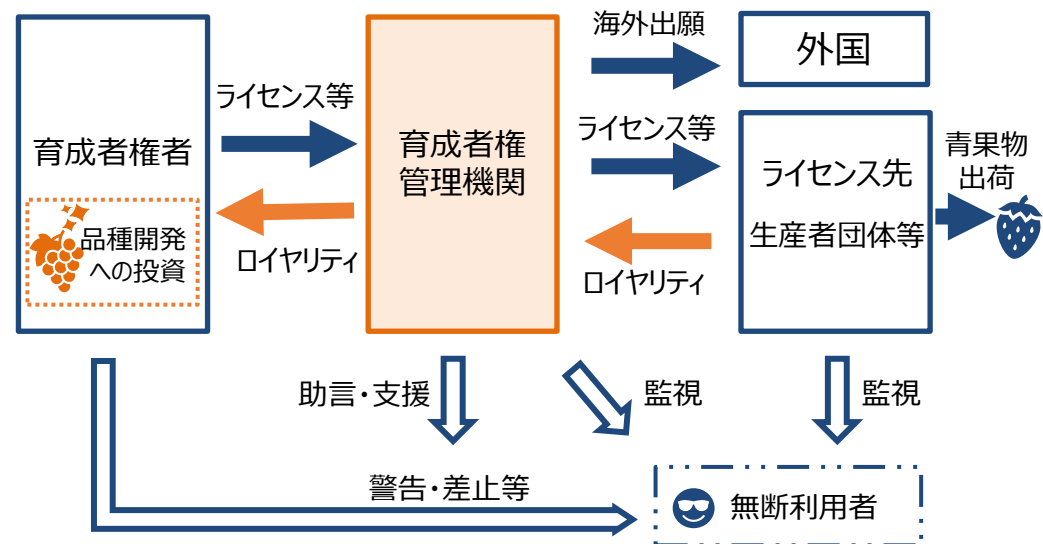
育成者権管理機関の設立

- 育成者権管理機関は、育成者権者に代わって、**海外への品種登録や侵害の監視を行う**とともに、**海外にライセンス（利用許諾）し、育成者権者にロイヤリティ（利用料収入）を還元**する機能を果たす。
- まずは、農研機構を中心に、都道府県、日本種苗協会、全農等の関係者が連携し、**来年度から海外への品種登録や海外ライセンスの取組に着手し、早期の法人設立を目指す。**

G I 制度の活用

- 加工食品など輸出向け製品の登録を促進する観点から、**先月、農林水産物・食品のG I 制度の運用を見直し**、例えば、生産実績の年数（25年）に関する登録の要件を知名度の高い製品で緩和するなどしており、**G I の更なる活用によりジャパンブランドとして販路開拓を推進**する。

【育成者権管理機関のイメージ】



輸出支援プラットフォームの体制強化（輸出拡大実行戦略の改訂④）

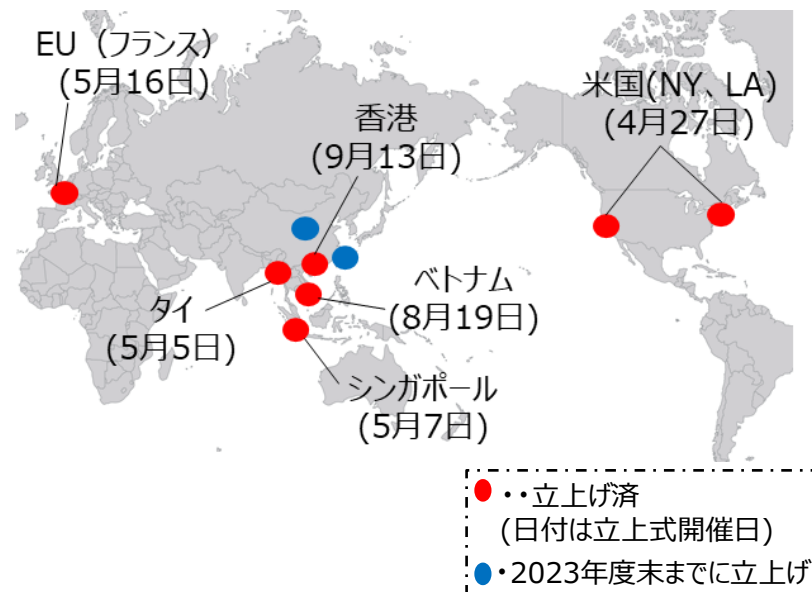
前回の会議で示された方向

- 現地で海外需要の把握、商流構築などを行う体制の整備の具体化を進める。

対応の方向

【輸出支援プラットフォーム体制強化事業（令和4年度補正）】

- **輸出支援プラットフォームの活動を推進**し、海外需要の把握、商流構築などを行う。
- **都道府県・輸出支援プラットフォーム連携フォーラムを設置**し、輸出支援プラットフォームとの連携により、都道府県の海外プロモーションのより効果的な実施を図る。



その他（輸出拡大実行戦略の改訂⑤）

輸出とインバウンド消費の相乗効果の発揮

- JETRO・J FOODOは、日本政府観光局（JNTO）と連携に関する覚書を締結して、デジタルマーケティングや海外でのプロモーションイベント等で連携し、日本の農林水産物・食品の輸出市場とインバウンド消費を相乗的に拡大することを目指す。



食品表示制度の見直し

- 食料供給のグローバル化に対応し、輸出促進と合理的な消費選択に資するため、現行の食品表示制度を国際基準（コーデックス規格）との整合性の観点も踏まえ見直す。